【令和8年4月~】 呉市保育料基準額表(3号認定)

〇令和5年4月1日以前に生まれた3歳以上児(2号認定),満3歳以上児(1号認定)の保育料は0円(副食費を除く)

	各月初日の在籍児童	童の属する世帯の阿	徴収金基準額(月額)		
階層	定義			3歳未満児	
区分				保育標準時間認定	保育短時間認定
Α	生活保護法による被保護世	帝(単給世帯を含む	₺。)	0	0
В	市町村民税非課税世帯			0	0
C1	市町村民税 均等割額のみ			11,000	10,800
				5,500	5,400
C2	市町村民税所得割課税額	5,000円未満		14,500	14,200
				7,250	7,100
СЗ	市町村民税所得割課税額	5,000円以上	48,600円未満	16,000	15,700
				8,000	7,850
D1	市町村民税所得割課税額	48,600円以上	56,400円未満	18,500	18,100
				9,250	9,050
D2	市町村民税所得割課税額	56,400円以上	64,600円未満	20,500	20,100
				10,250	10,050
D3	市町村民税所得割課税額	64,600円以上	72,600円未満	21,900	21,500
				10,950	10,750
D4	市町村民税所得割課税額	72,600円以上	81,600円未満	25,100	24,600
				12,550	12,300
D5	市町村民税所得割課税額	81,600円以上	90,600円未満	28,000	27,500
Do				14,000	13,750
D6	市町村民税所得割課税額	90,600円以上	97,000円未満	30,000	29,400
D6				15,000	14,700
D7	市町村民税所得割課税額	97,000円以上	117,600円未満	35,000	34,400
				17,500	17,200
D8	市町村民税所得割課税額	117,600円以上	144,600円未満	39,500	38,800
				19,750	19,400
D9	市町村民税所得割課税額	144,600円以上	169,000円未満	44,500	43,700
				22,250	21,850
D10	市町村民税所得割課税額	169,000円以上	198,600円未満	47,500	46,600
				23,750	23,300
D.1.1	市町村民税所得割課税額	198,600円以上	301,000円未満	56,800	55,800
D11				28,400	27,900
	市町村民税所得割課税額	301,000円以上	397,000円未満	59,000	57,900
D12				29,500	28,950
D13	市町村民税所得割課税額	397,000円以上		65,000	63,800
				32,500	31,900

◎ 保育所・認定こども園(保育所部分)などの保育料です。

- 〇「0歳」、「1歳」、「2歳」の区分は、令和8年4月1日の満年齢で適用し、年度末まで変更しません。
- 〇 保護者の市町村民税所得割課税額を合わせた税額で適用します。
- 住宅取得控除や寄附金控除などの税額控除を差し引く前の税額で適用します。
- 年少扶養(16歳未満の子)を3人以上とっている場合, 市町村民税所得割課税額から3人目以降1人当たり 19,800円を差し引いた額で適用します。【(年少扶養人数-2)×19,800円を控除】
- 〇 4月から8月までの保育料は令和7年度の市町村民税所得割額を,9月から3月までの保育料は令和8年度の市町村民税所得割課税額を適用します。